

会員の範囲について

新潟県小学校教育研究会

新潟県小学校教育研究会は、県内すべての小学校の校長・教頭・主幹教諭・教諭・養護教諭・栄養教諭で構成されています。

各学校の会員名簿をもとに全県の会員数を確定します。会員数の誤りや会員名の記入漏れや重複がないよう確認の上、ご提出をお願いします。

報告された会員数によって、県小教研の会費及び郡市の補助金額が決定します。また、会報や研究機関誌は会員数分を各学校に送付します。以下の点に留意して作成してください。

1 会員の範囲

(1) 定数内教員は、すべて会員とする。

※ 原則として、会員数は「定数内教員の数」と同数となる。各校の定数内教員の数を確認する。

(2) 下記に該当する職員は除外する。

- ① 充指導主事 ② 教育センター関係職員 ③ 事務職員
- ④ 栄養職員 ⑤ 市町村費職員
- ⑥ 再任用職員（校長としての再任用者を除く）
- ⑦ 直接当研究会事業に関係のない職員

(3) 希望者は会員となれる。会費1,200円を同様に支払う。名簿に記載する。

2 留意事項

- 小中併設校の校長は、籍が2年ごとに変わっても、毎年、会員とする。会員の会費で成り立っている会ですので、ご協力をお願いします。
- 養護教諭・栄養教諭は会員に入る。
- 産休から育休になった教員は、正規の教員なので、会員となる。
※会費が市町村負担の場合……名簿に育休の教員の氏名を記載する。
会費が個人負担の場合……育休の代わりに講師の名前を記載する。講師本人から会費をいただく。重複のないようにお願いします。
- 病休から休職になった教員は、会員としない。
- 新潟大学、上越教育大学等の留学生は、会員としない。